

# 佐那河内村広報誌 SANAGOCHI

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

2018 | No.541  
4月号

## 思い出胸に新たなる道へ ～佐那河内中学校卒業式（3月9日）～



平成30年度

# 施政方針

佐那河内村長 岩城福治



平成30年度を迎え、本年度の取り組みを申しあげます。

我が国の経済状況が、緩やかな回復基調が続き、経済の好循環が実現しつつある中で、政府は持続的な経済成長に向け、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。

ただ、地方の景気は相変わらず低迷感がぬぐえず、地方創生により地域を活性化するという国の政策も、人口の東京圏一極集中が更に進んでいる状況です。

“1000年つづく村”が村民・議会の皆さんや職員の英知を集めて、「住みよい村・住みたい村」として認知されるよう、今後も農業振興・防災力強化・特色ある教育・福祉の充実など村民の暮らしと「活力ある村づくり」に重点を置いた事業展開をしていきます。

## 農業の振興

高齢化や後継者不足により、農産物の販売高が減少する中で、本村の基幹産業である農業を維持するために、後継者の育成・新規就農者の支援や農業法人化なども視野に入れた政策を実行していくかなければならないと考えています。

昨年度、今後の農業振興策を作成するために村独自で全戸の農業実態調査を実施しました。耕作放棄地・空きハウスなど調査資料を一元化し、新規作物の導入も視野に入れつつ「食べていいける農業」「安心して続けていいける農業」に向けた指針づくりを行っていきます。

有害鳥獣類の駆除は年々成果を上げていますが、昨年度のセンサーネットワークを活用した有害鳥獣害対策システムに続き、今年度はくくりワナ資格取得の受験料などの助成を行います。

また、農業の作業能率アップと利便性を図るために園内作業道新設基準を緩和し、関係農家2戸以上、延長20メートル以上のものを助成対象としましたので、ご活用いただきたいと考えています。

また、今年度も季節労働者の確保に力を入れていきます。

## 防災力の強化

非常備消防である本村では、住民の皆さんにご心配をおかけしていますが、緊急搬送における体制づくりとして、今年度から救急救命士を1人増員し、2人体制で日の業務に当たることになりました。

本村消防団の拠点施設の整備では、今年度は第3分団の詰所新設を進めています。今後も消防・救急体制の整備・改善を図っていきます。

## 特色ある教育

小中一貫教育がスタートしました。自然環境・子育て環境・特色ある教育の3本を柱として、魅力ある学校をめざしていきます。

低学年から英語に慣れ親しんでいただくため、小学生対象の放課後英語活動を行ってきました。

今年度からの小中一貫教育導入に伴い年間指導計画をもとに小学1年生から中学3年生へと繋ぐ英語教育の充実や、文化・人財など地域の資源を活用したふるさと学習により地域を支える人財育成をめざします。

## 環境問題

高齢化などにより、ゴミ出しが困難な世帯が増えてきていることから、高齢者世帯の一般ゴミを、今年1月から戸別収集を始めました。

また、生ゴミ処理は、一基1,000円のご負担で消滅型生ゴミ処理機「キエ一口」を配布しています。ぜひご利用ください。

## 健康で元気に暮らせるむらづくり

2月末現在の住基人口が2,394人、そのうち65歳以上の高齢者が1,070人 高齢化率44.7%、75歳以上は606人、25.3%と75歳以上の割合が高くなっています。

高齢化による人口構造や、疾病構造が変化するなかで、住み慣れた地域で医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を実現していきます。

高齢者の貴重な移動手段として活用されている高齢者などバス無料乗車事業やタクシー運賃助成事業、ほのぼの介護手当などを行っていますが、今後も村民の皆さまのご意見を伺いながら更に福祉の充実を図っていきます。

医療保険加入者の予防、健康づくりを進め、ひいては医療費の適正を進めるため、今年度から保険者努力支援制度が創設されることとなりました。特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、糖尿病等重症化予防の取組、保険料収納率など実施状況で評価されるようになります。

特定健康診査を受けていただくのが、発症予防、重症化予防の第一歩ですので、平成30年度から特定健康診査の継続受診者に対し特定健診無料券の交付を行い特定健康診査受診率の向上に努めています。

## 道路整備

本村における国道整備につきましては、懸案となっています国道438号上八万バイパスノ瀬工区の改良工事、また、主要地方道勝浦佐那河内線の高樋峠から寺谷方面への改良工事など未整備区間につきましても、徳島県ともさらに連携の強化を図りながら、早期着工に向けて努力していきます。

## 新庁舎建設

新庁舎建設基本計画策定検討委員会の答申を受けて、旧中学校跡地に建設することを決定しました。

昨年7月から5回にわたり住民・職員によるワークショップを開催して意見集約を行い、それをもとに基本設計・実施設計を行います。

有事の際の村の防災拠点にもなる庁舎です。南海トラフ巨大地震の発生確率が徐々に高まる中で、防災施設・防災ヘリコプター離着陸場も備えた施設が望まれていて、平成32年末に竣工の予定で進めます。

## 地方創生

### ※定住・移住推進

出生者の減少が大きな問題となっていることから、本村の定住・移住施策を推進するための住宅施策が急務と

なっています。

そこで挿めている、定住促進のための新築・改築補助金（最大300万円）は、平成28年度の1件、平成29年度の2件に対して、平成30年度は既に7件（補助額1,850万円）の申請が見込まれ好評であることから、今後も支援をしていきます。

また、本村が所有する村営住宅はわずか6戸しかなく、新年度から住宅建設を進めていきます。

### ※財団法人さなごうち

地域の活性化の交流拠点として設立した「新家」で、カフェの運営・サテライトオフィス、コワーキングスペースの活用、移住交流支援センター、そしてふるさと納税の受発注を行っていて、昨年度のふるさと納税は9,000万円に昇りました。

新たな商品や加工品の開発により返礼品を充実させ納税額が増加することは村民の皆さまの利益はもとより、村の財源も確保できます。さらに充実させることで、社会資本整備、教育や福祉の充実、産業の振興に活用していきます。

### ※加工所・宿泊施設

西ノハナの加工施設兼宿泊施設「食業工房さなごうち」が完成したことで農振センターの代替・補完加工施設として有効活用できるほか、村独自の商品開発を手がける拠点として活用していただきたいと考えています。

その他、お試し居住空間「笑家」・民泊機能を持った施設「青家」も完成しています。

## 最後に

今年度は新たな行政課題や住民ニーズに応えられる組織を構築するため、総務企画課を総務課と企画政策課に機構改革しました。当該部署を中心として農業振興・人口問題・村づくり・福祉施策など今後を見据えた振興計画を作成し、今住んでいる人が幸せに暮らし、次世代の子どもたちが村に誇りと愛着を持ち、ずっと住み続けたいと思える村づくりを前進・発展していきたいと考えています。

これからも、村議会や住民の皆様のご意見を聞きながら、この村の素晴らしい自然・人・歴史文化を守りつつ、本村の振興と活力のある村づくりに全力を傾注していきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

# 平成30年度 当初予算

## 総額は36億2,458万円

平成30年度佐那河内村当初予算が佐那河内村議会3月定例会において承認されました。

本年度予算は、厳しい財政状況の中でも住民サービスの低下を招かないよう、創意工夫を凝らし、重点的・効果的な施策を展開することにより、『持続可能な活力ある村づくり』の実現に向けての検討を行った予算計上とされています。

一般的な施策を進める一般会計予算は、26億3,800万円（前年度比3億9,800万円・17.8%増）5つの特別会計予算の合計は9億8,658万円（前年度比1億6,972万円・14.7%減）で、これらを合わせた村の予算総額は36億2,458万円となります。

## 村の財政状況

本村の財政は、大型起債の償還の終了や新規起債の抑制により、実質公債費比率\*は年々改善されていますが、今後、地方交付税の減少や庁舎関係などの大型公共工事での起債が予測されるため、国の動向を注視し、堅実な財政運営を心がける必要があります。

歳入では、村税などの自主財源が少なく、国に大きく依存せざるを得ない財政構造であることから、国の財政状況の逼迫にともなう直接的な影響が憂慮されます。加えて、財源の大半を担う地方交付税においては、算定の際に大きく影響を及ぼす人口減少などにより、今後も減少傾向であることが予測されます。

歳出では、人口減少克服や経済・雇用対策といった地方創生の更なる展開、南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害への対応など、取り組まなければならない課題が山積しています。

さまざまな住民ニーズに機動的かつ弾力的に対応するため、自主性・自立性を高めた行政経営体への転換が求められます。

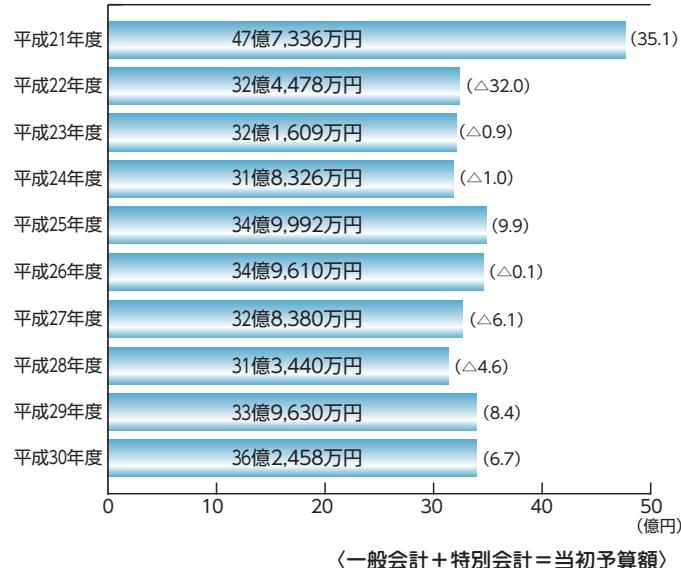
本村は、明治から今日まで合併することなく、少子高

齢化に向き合いながら、徳島県に残された唯一の小さな村として頑張ってきました。

先人が営々と守ってきたこの村の風土や築いてきた産物をこれからも継承・発展を図り、全ての住民が元気で生き生きと生活を営み、持続可能な活力ある村の実現に向けた施策を重点的に展開していくことが重要といえます。

\*実質公債費比率とは、基本的に分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。分子の元利償還金に簡易水道や集落排水事業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や、一部事務組合との公債費類似経費を算入することで、連結決算の考え方を導入して求められる比率です。この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行します。また、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。本村の実質公債費率は4.4%（3ヵ年平均単年度では、平成28年度2.2%、平成27年度3.3%、平成26年度7.7%、前年度3ヵ年平均は6.8%）となっています。平成18年度の導入時には20%を超えていましたが、平成22年度からは18%を下回っています。

## 10年間の総額推移状況（）は前年度当初予算対比



## 平成30年度 会計別予算の概要

区分	予算額	伸び率(%)
総額	36億2,458万円	6.7
一般会計	26億3,800万円	17.8
特別会計	9億8,658万円	△14.7
国民健康保険事業	3億3,000万円	△23.8
簡易水道	1億956万円	4.0
農業集落排水事業	1億4,872万円	△18.1
介護保険事業	3億5,060万円	△10.8
後期高齢者医療	4,770万円	9.7

※伸び率は前年度当初予算対比

## 一般会計予算を歳入別にみると

歳入予算構成グラフをご覧ください。

村独自の収入である、村税や繰入金（各種基金【村の貯金】の取り崩し）などの自主財源は8億5,431万円で全体の32.4%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で17億8,369万円となり、67.6%を占めています。

村税については、前年並みとなっています。

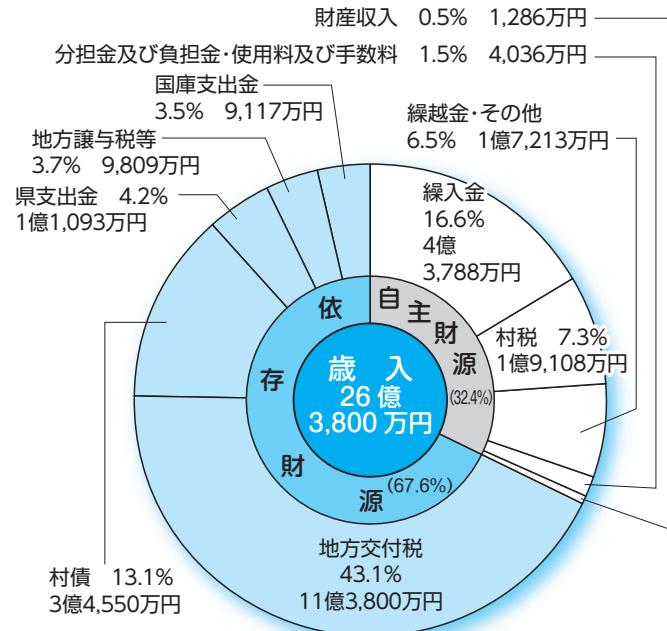
歳入の43.1%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、地方の財政状況に応じ国が一定の基準で交付されるお金のことです。本年度は、11億3,800万円を計上しています。

また、村の借金である村債は、3億4,550万円を計上していて、その内訳は、臨時財政対策債※として5,000万円、役場庁舎関係事業の起債として1億6,490万円などとなっています。

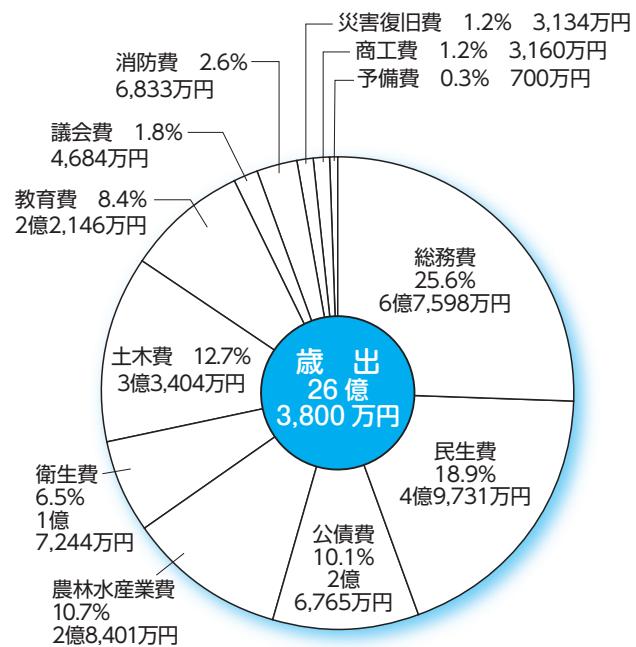
※臨時財政対策債とは、国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替え措置とみて差し合わせない地方債のことです。

### 用語解説

- 村税 私たちが納めた村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税を使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- 繰越金 前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するお金
- その他の自主財源 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などのお金
- 地方交付税 地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- 国庫支出金 国の補助事業に対する国からのお金（これに県や村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- 県支出金 県の補助事業に対する県からのお金（これに村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- その他の依存財源 地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得交付金、地方特例交付金などのお金
- 村債 村が各種事業を行うために国などから借り入れたお金



〔歳入予算構成グラフ〕



〔歳出予算構成グラフ〕

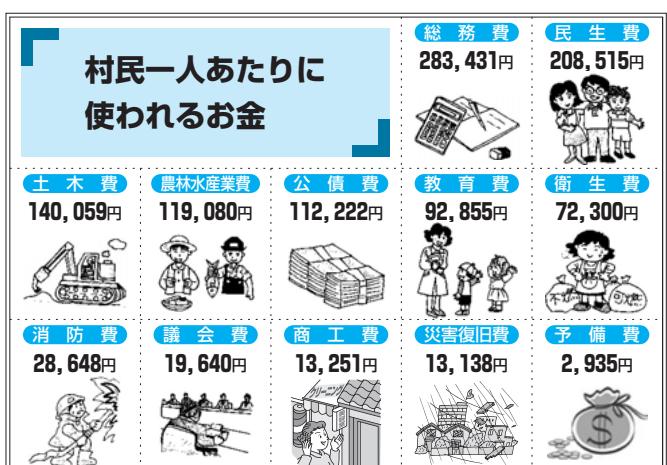
## 一般会計予算では一人あたりに110万円

歳出予算構成グラフをご覧ください。

本年度も、昨年に引きつづき総務費が6億7,598万円と、最も大きな経費となっています。役場庁舎建設関係事業費やふるさと納税事業などの実施によるものです。

次は民生費で、4億9,731万円を計上し、各種福祉事業（高齢者・障がい者の生活支援や外出支援、子どもはぐくみ医療事業など）に充てられています。

公債費（村が国などから借り入れた借金返済の経費）は、2億6,765万円を計上し、定期償還のほかに繰上償還を8,139万円予定しています。農林水産業費2億8,401万円（農業振興事業、鳥獣被害防止総合対策事業など）衛生費1億7,244万円（健康増進事業、し尿処理事業な



※平成30年3月31日現在の人口(2,385人)で算出

ど)と続きます。

ほかに、土木費、教育費、消防費、議会費、災害復旧費、商工費、予備費を計上しています。

平成30年度予算で、村民一人あたりに使われるお金は、1,093,693円となります。

## 一般会計予算を性質別にみると

性質別予算構成グラフをご覧ください。

村議会議員や職員などの人件費、借金返済の経費である公債費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費は、8億9,305万円となっています。人件費は前年度比1,240万円増、公債費は前年度比4,055万円減、扶助費は前年度比996万円減となり義務的経費全体で3,811万円の減額となっています。

普通建設事業や災害復旧事業などの投資的経費については、全体で4億9,560万円を計上しています。

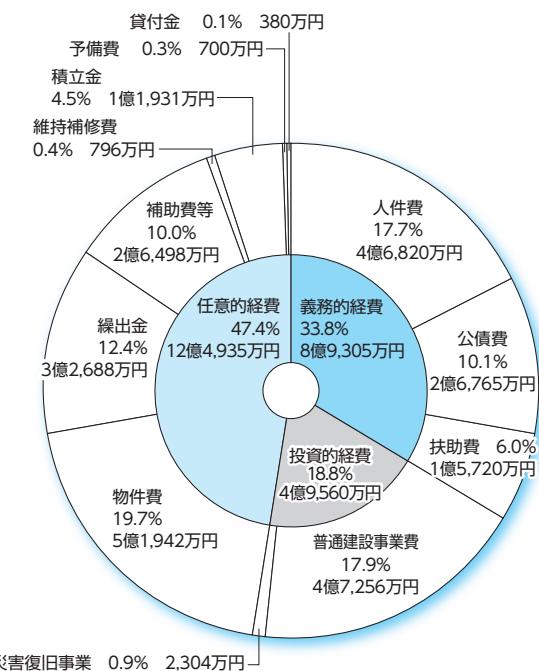
主な事業として、役場庁舎建設関係事業費、消防第3分団詰所建替などを予定しています。

最後に、任意的経費ですが、需用費や委託料などの物件費や特別会計への繰出金、各種団体への補助費、維持補修費などで構成されています。

物件費は、英語教育指導事業、ふるさと納税事業などにより、前年度比5,088万円の増額となり、前年度に引き続き高位となっています。

繰出金は前年度比1,240万円減、補助費などは前年度比1,203万円増となっています。

任意的経費全体では、前年度比1億140万円増となり、12億4,934万円を計上しています。



### 用語解説

○投資的経費	道路や学校など、社会資本の整備に要するもので、投資効果が長期にわたって継続する経費
○任意的経費	村の裁量によって任意に支出することができる経費
○義務的経費	支出することが制度的に義務付けられている経費
○普通建設事業費	道路・橋りょう・学校などの公共用または公共施設の建設に必要な経費
○災害復旧事業費	災害により被災した施設を復旧するための経費
○物件費	需用費・役務費・委託料などの消費的性質を持つ経費
○維持補修費	道路・公共施設などを修繕するための経費
○補助費等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費
○積立金	財政運営を計画的に行うためにお金を積み当てる経費
○繰出金	一般会計と特別会計の間で、相互に資金運用するための経費
○公債費	村が国などから借りた借金返済の経費
○扶助費	高齢者・児童・障がい者などに対して行っている様々な支援にかかる経費
○人件費	特別職・議員の報酬や職員の給与などの経費

## 特別会計では

特別会計は、特定の事業にともなう保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別しています。

国民健康保険事業特別会計は、3億3,000万円を計上しています。国保事業の広域化による事業内容の変更・廃止などにより、前年度比23.8%の減額となっています。

簡易水道特別会計は、北山地区簡易水道整備事業により前年度比4.0%増の1億956万円を計上しています。

農業集落排水事業特別会計は、宮前地区機能強化事業など、1億4,872万円を計上しています。

介護保険事業特別会計は、3億5,060万円を計上しています。第7期介護保険事業計画により前年度比10.8%の減となっています。

後期高齢者医療特別会計は、4,770万円を計上しています。被保険者数の増加及び保険料軽減特例の見直しなどにより前年度比9.7%の増額となっています。



# 議会だより

平成30年  
第1回3月定例会

平成30年第1回定例会は、3月6日開会され、平成29年度各会計補正予算案件3件、平成30年度各会計当初予算案件6件、条例案件11件、単行案件1件、人事案件2件の合わせて23件の審議を行い、原案どおりの可決、同意がされ、3月16日に閉会しました。

## 現在の取組状況

佐那河内村長 岩城 福治

### 農業振興

今後の農業振興策を作成するためには村独自で全戸の農業実態調査を実施しました。耕作放棄地・空きハウスなど調査により取得した資料を内部で一元化するなかで、新規作物の導入も視野に入れながら、「食べていいける農業」「安心して続けていいける農業」に向けた指針を作成し、本村の農業の再起に役立てたいと考えています。

また、本年度の有害鳥獣類の駆除は2月末現在、サル・シカ・イノシシで合計260頭、カラス632羽を捕獲していて、昨年度の1年分とほぼ同数を捕獲するなど、成果を上げています。更にセンサーネットワークを活用した有害鳥獣害対策システムを導入するなど、農作物の被害を最小限に抑えるため、可能な限りの対策を講じていきます。

### 防災力の強化

常備消防化については、引き続き近隣自治体に協力を求めていきますが、当面の体制づくりとして、新年度から救急救命士を1人増員し、2人体制で業務に当たることで日中の救急対応が可能となります。

また、本村消防団の拠点施設の整備も順次進めていて、新年度は第3分団の詰所新設を計画しています。

今後においても、財源の範囲内にさらなる消防・救急体制の整備・改善を図っていきます。

### 環境問題

村民の皆さんから要望がありました生ゴミ処理については、一昨年から消滅型生ゴミ処理機「キエ一口」を導入し、一基1,000円のご負担で配布しています。また、平成28年4月からは、毎週水曜日に追上ゴミ集積場で生ゴミ収集を実施しています。さらに高齢化に対応するために、集積場へゴミを持参することが難しい高齢者世帯の一般ゴミを、今年1月から戸別収集しています。

### 健康で元気に暮らせるむらづくり

高齢者の貴重な移動手段として活用されている高齢者などバス無料乗車事業やタクシー運賃助成事業の他に、ほのぼの介護手当の増額、インフルエンザ助成金の増額など村費の上乗せを行っていますが、今後も高齢化が進む中で村民の皆さんのご意見を伺いながら更に福祉の充実を図っていきます。

### 道路整備

本村における国道整備につきましては、数十年にわたり懸案となっています国道438号上八万バイパス一ノ瀬工区の改良工事があります。用地交渉もかなり進んできていますので、県・四国地方整備局・国交省などに対して精力的に働きかけを行います。また、主要地方道勝浦佐那河内線の高樋峠から寺谷方面への改良工事など未整備区間につきましても、徳島県ともさらに連携の強化を図りながら、早期着工に向けて努力します。

### 新庁舎建設

新庁舎建設基本計画策定検討委員会の答申を受けて、旧中学校跡地に建設することを決定しましたが、昨年7月から5回にわたり住民・職員によるワークショップを開催して意見集約を行い、これから基本設計・実施設計を行っていきます。

### 移住定住

平成28年度から始めた定住促進のための新築・改築補助金（最大300万円）は初年度1件、平成29年度に2件支出しています。平成30年度は既に7件の相談を受けています。できる限り村に留まる人・住みたい人の支援をしていきます。

### 地域の活性化

地域の活性化を図るための交流拠点として設立した「新家」では、カフェの運営・サテライトオフィス、コワーキングスペースの活用、移住交流支援センター、そしてふるさと納税の受発注を行っていますが、今年度のふるさと納税は「ミカン」「さくらももいちご」を中心に、約9,000万円のご寄附がありました。新たな商品や加工品の開発により返礼品を充実させ納税額が増加することは村民の皆さまの利益に繋がるばかりか、村の財源も確保できます。さらに充実させることで、社会資本整備、教育や福祉の充実、産業の振興に活用していきます。

また、加工施設兼宿泊施設「食業工房さなごうち」建設も3月末には竣工の予定となっています。最新式の加工施設を完備していますので、農振センターの代替・補完加工施設として有効活用できるほか、村独自の商品開発を手がける拠点として活用していきたいと考えています。

その他、お試し居住空間としての笑家・民泊機能を持った青家など、村の地方創生を進めるための施設も続いて完成します。

## ● 補正予算案件 ●

### 平成29年度佐那河内村一般会計補正予算（第6号）

歳入歳出それぞれ8,024万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億211万円とするもの。

繰越明許費として9,305万円を計上するもの。

### 平成29年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

2,106万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億510万5千円とするもの。

### 平成29年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,250万円とするもの。

## ● 当初予算案件 ●

### 平成30年度佐那河内村一般会計予算について

歳入歳出それぞれ26億3800万円とし、前年度に比べ3億9800万円の増額。

歳入で主なものは、村税で1億9108万5千円、地方交付税では11億3800万円、国庫支出金が9117万1千円、県支出金が1億1092万5千円など。

歳出は、総務費では全体で7億5857万4千円と1億1247万4千円の増額。土木費では3億3050万2千円と1億7580万2千円の増額。公債費では、全体で2億6765万円となっている。

### 平成30年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計予算について

歳入歳出それぞれ3億3,000万円とし、前年度に比べ1億300万円の減額。

### 平成30年度佐那河内村簡易水道特別会計当初予算について

歳入歳出それぞれ1億956万円となり、前年度に比べて426万円の増額。

### 平成30年度佐那河内村農業集落排水

## 事業特別会計予算について

歳入歳出それぞれ1億4,872万円とし、前年度に比べて3,278万円の減額。

## 平成30年度佐那河内村介護保険事業特別会計予算について

歳入歳出それぞれ3億5,060万円とし、前年度と比べて4,240万円の減額。

## 平成30年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計予算について

歳入歳出それぞれ4,770万円とし、前年度に比べて420万円の増額。

## ● 条例案件 ●

### 佐那河内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

平成26年改正法による法の改正（平成30年4月1日施行分）により、指定居宅介護支援業者の指定などの事務は、同日以降、市町村が実施することとされているため、これに伴い、条例で指定居宅介護支援事業および基準該当居宅支援の事業を定める必要があり、これを今回定めるもの。

### 食業工房さなごうち設置及び管理に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第の規定に基づき、食業工房さなごうちの設置および管理に関し必要な事項を定めるもの。

### 佐那河内村課設置条例の一部を改正する条例について

現在の村長部局5課体制から6課体制にするもの。

総務企画課を「総務課」と「企画政策課」に。

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

村重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する条例および規則に定める事務において、個人番号の利用および地方自治体との連携をするに当たり、本条例の改正が必要なた

め。

### 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

国民健康保険法が一部改正され、平成30年4月1日から国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴い、現在使われている国民健康保険運営協議会という名称が、都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会という名称に変更になったため、今回の改正を行うもの。

### 佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法および航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月27日に成立し、平成30年4月1日から国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の課税額の定義を変更するものおよび県から示された標準保険料額を参考に、保険税率を引き下げる改正を行うもの。

### 佐那河内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法および子ども・子育て支援法施行令などの改正により、一部を改正するもの。

### 佐那河内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

高齢者の医療に関する条例の一部改正（平成30年4月1日施行）により、一部を改正するもの。

### 佐那河内村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国民健康保険法の一部改正にともない、一部を改正するもの。

### 佐那河内村介護保険条例等の一部を改正する条例について

第7期介護保険計画の策定により、平成30年度から平成32年度の第1号被保険者の月額介護保険料基準額が5,600円に設定されたことに伴う保険料率の改正を行うものおよび

国の準則に合わせ表記の整備を図るもの。

### 佐那河内村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例について

指定地域密着型サービス事業などの指定の申請者の要件を条例で定めているため、指定居宅介護支援事業者の申請者の資格要件（法人格の有無）を条例で追加するもの。

### ●単行案件●

#### 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めるため。村道旭ヶ丸線改良工事を計画に算入。

### ●人事案件●

#### 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の任期は3年。3人

の委員が法務大臣から委嘱されているが、その内の1人が平成30年3月31日に任期満了となるため、議会の推薦が必要。

#### 佐那河内村固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員の選任について同意を求めるもの。

## 一般質問

### 大岩和久議員

#### 1. 平成29年度事務事業について

**質** ①各事業および日常業務、事務に対してどのように評価されているのか。

②平成29年度の事務事業を見た上で、今後の短・長期的な行政の方針を伺いたい。

**答** ①各事業とも担当部署で計画から立案、実行とそれぞれ工夫しながら、前向きに取り組み、有効性・整合性・効率性など考えるとおおむね満足のいくものだと考えています。しかし、事業の取組について、議会の皆さん、住民の皆さまのご意見に対し、十分な配慮ができていなかった点もあったと思います。この点については、今後の反省点としていきます。

②本村の発展のためには、村民と行政がともに村の進むべき方向と目標を明らかにし、その実現に向けてそれぞれの役割に応じて主体的に村づくりを進めていくことが求められています。村づくりにおける課題に対して、住民の皆さまのご意見をいただきながら、真摯にかつ前向きに取り組んでいきたいと考えています。

#### 2. 中学校教員の教育活動と働き方改革について

**質** ①教育長は、中学校教育の目的をどのようにとらえ、考えてい

るのか。

②目的達成のため、どのような教育活動をしているのか。また、部活動は中学校学習指導要領でどのような位置づけになっているのか。

③佐那河内中学校教員の超過勤務に対し保護者・地域・学校現場・教育委員会はどのように受け止めているのか。

④今後教育委員会はどのような取り組みや対処をされるのか。

**答** ①義務教育の最終段階として、社会に出る前に社会で自立していくための基礎を学ぶことと捉えていて、学力の向上はもちろんのこと、一人ひとりに光を当てた教育をしていくこと、すなわち自分の能力に合った教育をしっかりと進めていくところであると考えています。

②子どもたちと向き合う現場の教職員の皆さんの努力により、よく学び、よく育つための教育実践がなされていると捉えています。また、部活動の位置づけですが、中学校学習指導要領の第1章総則、第4、指導計画の作成などに当たって配慮すべき事項2(13)において、「生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化および科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会

教育関係団体などの各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」と記されています。

③佐那河内中学校の教職員が、生徒のために日夜を問わず、あらゆる面において努力していることと同時に教職員の働き方についても保護者、地域の皆さんとも理解は進んでいると思います。また、徳島県教育委員会から依頼があった「小中学校における教員の時間外勤務の調査について」の結果、平均月37時間であり、過労死ラインとされる80時間の半分以下となっていることから、教育委員会としては、中学校での時間外勤務に対し、健康破壊や家庭での時間を損なうことに直接的につながるほど極めて大きな数字とは考えにくいと思います。

④子ども一人ひとりに応じたきめ細かな学習推進とそれぞれの個性に応じた育ちを促していくことが本来の職務であり、このことを妨げる忙しさについては望ましくなく、中学校を管理運営する立場として、教職員の皆さんのが力を発揮できる現場、職場づくり、環境づくりに取り組んでいきます。

### 瀧倉俊晴議員

#### 1. 小規模メタン発酵システムの実証について

**質** ①目的は何か。

②事業実施主体、場所、期間はどうなるのか。

③事業費負担はいくらか。

④村のメリット、デメリットはど  
うか。

⑤小松島市外3町村衛生組合との  
協議は整っているのか。

**答** ①農業集落排水事業の健全経営  
を継続していくために、集落排  
水施設から排出される汚泥と地域の  
バイオマス資源（主に生ごみ、すだ  
ちなどの絞りかすなど）を集め、こ  
れらの資源をメタン発酵させ液肥と  
して再生させ、それを村内の農地へ  
還元することで生ごみ処理費などの  
廃棄物コストを含む本村地域全体で  
のコスト削減を図るための事業を行  
うものです。

②事業実施主体は、一般社団法人  
地域環境資源センター、場所は、旧  
仁井田地区汚水処理施設で行うこと  
としています。

期間については、本年度を含め5  
年間、平成33年度まで行う予定です。

③実証事業の総事業費は5年間の  
合計でおよそ1億円程度、全額実施  
主体である地域環境資源センターの  
負担となります。

④メリットについては、汚泥処理  
費用の削減、バイオマス資源である  
生ごみ処理費の削減とそれに伴う収  
集回数の増加が見込まれます。また  
消化液から液肥を製造、利用するこ  
とで、農家の肥料代の減少にもつな  
がると考えています。施設を農村地  
域における資源循環の拠点施設とし  
て利用していくことで、全国に先駆  
けた先進的な取組となるため、エコ  
ロジーな村としてアピールすること  
や村の魅力アップが図れる効果があ  
るということも期待できると思って  
います。デメリットについては、バ  
イオマス資源のうち生ごみを貯留槽  
へ投入する際のにおいの問題が懸念  
されます。また、原料を施設まで運  
搬する際、少し車の出入りによる影  
響が考えられるかもしれません。

⑤今の段階ではし尿処理を実施し  
ている小松島市外3町村衛生組合へ  
の協議は行っていませんが、次の段  
階では、事業の成否の後のことも含

め、十分に配慮した上で今後協議を  
して行きたいと思います。

## 2. テニスコート移転地の整備につ いて

**質** ①南浦のふれあいグラウンドに  
何を整備するのか。

②借地には施設整備をしないとい  
う村の方針とは違うのではないか。

**答** ①テニスコート場の概要は、土  
のクレーコート2面をつくる予  
定でしたが、保護者より急遽要望が  
あり、常設のオムニコートとするか  
については協議中です。外側のフェ  
ンスは122m、照明3基、ベンチを  
設置します。

②村の方針は用地買収しテニス  
コート場を整備することですが、保  
護者よりテニスコート場を早急につ  
くってほしいという要望があり、地  
権者の承認も得ていて、この場所で  
進めていきたいと考えています。

## 石本哲也議員

### 1. 住民とのコンセンサスについて

**質** 村を二分したごみ処理場建設問  
題以来、遍く行政不信から各事  
業に対し「不信、不安、不満」と逆  
に「無関心」があいまじって、行政  
形態がとてもいびつになっていると  
思われるが、これにどう対処してい  
くのか。

**答** 住民の代表である議員さんと協  
力して行政不信を払拭して、住  
民の小さな声まで拾い上げ、そして  
どのような村であり、どのような村  
づくりがこれからの村にとってよい  
選択なのか、十分議論をしていかな  
ければならないと思っています。

### 2. 小・中学校一貫教育について

**質** ①4月までもう日がないが、  
小・中一貫教育について現在の  
進捗状況はどうか。

②4月からは学校側はもとより、  
教育委員会として「万全」と言える  
か。

**答** ①②3月15日に教育委員会第3  
回臨時会を開催し、平成30年度の  
学校概要などの協議を行い、その

後保護者説明会の開催、最後に総合  
教育会議を開催し、村長と教育委員  
会を交え、平成29年度の小中一貫教育  
の取組と平成30年度学校概要などに  
つきまして意思疎通を図りました。  
平成30年4月より佐那河内小学校と  
佐那河内中学校では併設型の小中一  
貫教育を施すことになります。残りの  
2週間、保護者、学校と歩調を合  
わせて安心して新学期を迎えるよう  
全力で努め、何より新しい気持ちで  
学校に来る子どもたち一人ひとりを大  
切に見つめて、子どもたちが学校に來  
ることが楽しいと思えるような教育環  
境を教育委員会と教職員が一丸とな  
ってつくり出していきます。

### 3. 河川の再開発案に伴う「園瀬 川・嵯峨川」とその周辺の認識に について

**質** ①現在、村民の間には「遊水地  
帯は被害を受けても仕がない」とい  
った考え方があるが、被害を受けても  
いい農地などないと考える。村としての  
考え方はどうか。

②河川にある堆積土砂についてど  
ういった認識でいるのか。

**答** ①村内には遊水地はありません  
が、河川断面の不足などにより  
浸水している農地は見受けられま  
す。また、園瀬川の河川整備計画に  
ついて、県の河川砂防整備担当に問  
い合わせたところ、村内において整  
備計画は未策定とのことです。この  
ため浸水などの被害が生じている箇  
所についてはその都度改良の要望を  
行なっています。

②河川全体のバランスを考えて、  
県の河川管理へ要望していきたいと  
考えています。

### 4. 企業誘致・企業育成について

**質** ①周辺自治体と比べて、村の法  
人税率はどうなっているのか。

②あらかじめ企業誘致用の土地を  
用意し、諸条件を整え、それに見合  
った企業を誘致することは可能か。

③用地は安い、税率も低いとなれば、  
興味を示す県内外の企業も出て

くるかと思われるが、そういった企画や政策をやっていってはどうか。

**答** ①本村の法人税率は、法人均等割および法人税割とも標準税率を適用しています。

県内の自治体の法人税率の状況は、法人均等割については、4市で上限である制限税率を適用、それ以外の自治体は全て標準税率を適用、法人税割については、本村含め11市町村が標準税率の9.7%を適用、そのほか超過税率の11.5%を適用している自治体が1町、同じく超過税率の11.9%を適用している自治体が3町、上限である制限税率の12.1%を適用している自治体が9市町となっています。

②可能であると考えます。本村特有の土地の条件、他の事業による土地の制約、給排水に関するインフラの問題など、課題は山積みですが、今後そのようなことも勘案しながら企業誘致を考えて行きたいと思います。

③企業誘致を推進する際に村が解決しなければならない問題は多くある反面、誘致が成功した際には、進出企業による本村活性化の起爆剤として大きな効果が期待されます。企業誘致などを推進するには、今後これまで以上に施策の企画、立案、実行が重要になってきますが、現在の役場の組織の機構上において、一元的な窓口が機能できていないというのが現状です。企業誘致などのさまざまな施策を今後積極的に推進するためには、その施策を中心的に担う部署の設置が必要だと考えます。

## 5. 村民体力テストについて

**質** 健康年齢引き上げや社会教育の充実を目的とした体力テストを毎年実施してはどうか。

**答** まずは、健康寿命の延伸につながる健康調査や運動の実践などに取り組んでいきたいと思います。

平岡 淳 議員

## 1. 食業工房さなごうちについて

**質** ①整備目的について。  
②事業内容について。  
③施設の運営について。  
④成果の評価はどうするのか。

**答** ①食べる食と仕事の職をつなぐ起業にチャレンジすることを主たる目的としています。

②村が抱えている課題を克服するために、地域や農業と連携して、加工品などの新規開発、製造販売、また、地域を存続させていくために、村の基幹産業である農業の振興策と関連性を持った新たな仕事、雇用の創出、村の農業を支える担い手などにとって魅力のある成長産業とするために、地域資源を活用した6次産業化などを推進することにより、仕事、雇用の創出と、それに伴う所得確保、移住起業者の獲得などが挙げられます。移住企業者が増加することにより、今までの村にはない新しい考え方や、村内の資源を使用した新しい特産品づくりが進行し、商業品目の増加につながっていくことなどが期待できると思います。

③運営につきましては、本定例会に設置および管理に関する条例案を提出していて、議決いただきましたら、その条例に基づきながら適切な管理運営に努めます。

④幾つかの指標を設定し、事業検証委員会において事業の評価を行い、さらに議会の皆さんに対しましても事業の効果などを報告する中で、評価と検証を行っていきたいと思います。

具体的な指標として指標の中では起業者数（就農者含む）6人を予定しています。事業収入については、今後5年間で1,410万円の事業収入を予定しています。これは、施設の使用料や家賃、また、体験料などです。もう一つ、企業の誘致数として1件の誘致を目標としています。

## 2. 職員の働き方について

**質** ①どのように評価しているのか。  
②職員の適正な規模について。

③本村のるべき組織とはどういった組織なのか。

④他市町村で起きているような社会的ハラスメント問題の存否および対応について。

⑤非正規職員の待遇と今後の見通しについて。

**答** ①個人ごとに若干差はあるにせよ、大変頑張っていると思います。

②職員数につきましては、平成27年度に策定しました佐那河内村定員管理計画に基づき、定員管理を行っています。なお、計画目標人数につきましては、第4次行政改革大綱目標値であります54人を超えない範囲で維持していく考えです。

③課の新設、統廃合については、時代に即したものであると思っています。今回企画政策課の新設を提案したのは、必要な事務事業を機動的に行うために総務部門と分離したということです。

④現時点において苦情の申し出は受けておらず、記録もありません。問題発生時の対応は、被害者からの苦情の申し出が出てきた場合は、セクシャルハラスメントの防止などに関する規定および懲戒処分に関する規定によって、職員懲戒審査委員会により厳正に対応することになります。

⑤待遇面については、当然徳島県の最低労働賃金は上回っていて、県および近隣自治体の労働条件や法律の改正なども注視してきました。今後もその姿勢は崩さず、臨時職員の待遇改善に努めます。今後の見通しについては、臨時職員の採用については、今まで同様、また将来にわたっても、必要な職場に最小限の人数を配置することとしています。

## 3. 特別職の勤務について

**質** ①どのような立場と職務であるのか。

②県外出張の実態について、具体的に日時・行き先・同行者・目的・成果はどうなのか。

**答** ①職務につきましては、村長は自治体を統括してこれを代表する、また、事務を管理してこれを執行するということで、具体的な事務については、地方公共団体の議会の議決を付すべき事件について、その議案を提案することなど9項目ほど、地方自治法第149条で書かれています。また、副村長の職務といたしましては、その補助機関たる職務の担任する事務を監督することだと考えています。また、村長が欠けたときは、その職務を代行するということです。

②出張は、必要であるから行っています。

(1年間の出張内容についての答弁は、紙面の都合上割愛しました)

## 新居健治議員

### 1. 「1000年つづく村」イベントについて

**質** ①1000年つづく村の根拠について。  
②イベントを行う必要性について。  
③具体的にどのように予定しているのか。  
④村にもたらす効果は。  
⑤学校のふるさと学習に取り入れても良いのではないか。

**答** ①昭和42年12月に発行「佐那河内村史」に後一条天皇の治安年閏、西暦1021年から1024年、中辺村が上佐那河内村、下佐那河内村の2村に分かれて明治初年におよんだという記述があることが根拠です。

②千年間もの長い間、同じ区域を有していたという村は、全国でも極めてまれかと思います。また、村史から解釈できる千年はもう二度と来ない機会であること、千年というインパクトは、村民や村に縁のある人にとってもとより県内外へ周知する絶好の機会であると考え、村民が受け継いできた村の節目に何らかのイベントは必要だと考えています。

③平成30年度の当初予算には準備経費として50万円を計上していて、

具体的なイベントは、今後府内で議論をしていきますが、村内だけでなく県内外でのイベント開催を模索していきたいと考えています。

④近年総務省が推奨するふるさと納税制度や関係人口は、今後の行政運営に大きく関与する可能性があります。千年守り継がれてきた村として知名度を上げることで、あらゆる方面から応援されるきっかけとなれば、大きな効果が期待できるのではと考えています。

⑤今後学校との調整が必要となりますので、十分協議していきたいと思います。教育委員会としまして、子どもから高齢者まで「1000年つづく村」について学ぶ機会をこれからつくっていきたいと思います。

### 2. 佐那河内村定住支援住宅新設等補助金について

**質** ①今までの実績と補助金額について。

②平成29年度の補助金の計上額と実績について、また平成30年度はいくら計上しているのか。

③住宅増改築補助の場合、家屋・土地などの相続登記をしなくても相続人の承諾があればいいのではないか。

④施工業者は村内に限るとされているが、村外業者でも良いのではないか。

**答** ①今までの実績は、また、補助金額について、平成28年度は1件、200万円を補助しています。

②平成29年度予算は600万円を計上して、今2件の申請があります。平成30年度の予算は1,500万を計上していて、申請については、7件を予定しています。

③税金が原資の補助金を投入した不動産を守るために、登記をしていただく必要があります。現段階では避けるべきと判断をしています。

④要綱上、村内業者に限るとは書いていません。ただし、新築をする場合には村内業者を利用された場合に補助限度額が50万円アップするた

め、経済性からいいますと村内業者に依頼されたほうが有利だということになります。

### 3. 鳥獣害対策について

**質** ①現状をどのようにとらえているのか。

②「カモシカ」の害をどのように捕らえているのか。

③有害獣の捕獲種別と数量を月別に示して欲しい。

④狩猟期間内でも駆除の報酬を支払う考えはないのか。

⑤大川原の処理機の故障をどのように考えているのか。

⑥1年中稼働できる施設を検討してもよいのではないか。

**答** ①有害鳥獣対策については、農業振興策の大きな柱の一つであるという認識のもと、今はもとより、今後ともさまざまな施策を講じながら最大限の努力をして行きたいと考えています。

②ニホンカモシカについては、現在国の特別天然記念物に指定されていて、有害鳥獣として捕獲をすることは不可能であると思います。現在被害は発生していませんが、今後ニホンカモシカによる大きな被害が発生するなどの事案がありましたら、県および国に対策を相談するなど対処したいと考えています。

③昨年の4月から本年の3月6日までの合計でいいますと、イノシシ156頭、鹿128頭、猿50頭、タヌキ23匹、アナグマ3匹、イタチ2匹、ハクビシン6匹、カラス663羽となっています。

(捕獲種別と数量を月別についての答弁は、紙面の都合上割愛しました)

④今のところ狩猟期間中の有害鳥獣駆除に対する報償費の支出は考えていません。

⑤多数の有害鳥獣類の駆除を行っている本村におきまして、処理機の稼働率は大変重要なものであると思っています。今後とも機械の稼働状況を注意深く見守りながら、細やかなメンテナンスなどを心がけ、使用

不能期間ができるだけ発生しないような管理をしていきたいと考えています。

⑥周年で稼働できる施設があることが理想であると思っていますが、今後周年稼働が可能な施設を検討することになれば、最初に問題になるのが施設の設置場所です。村内の適当な場所がございましたらお知らせいただきたいと思います。

## 仁羽悟郎議員

### 1. 地方創生について

**質** 地方創生交付金で宿泊施設お試し居住施設、民泊施設を整え、村外からの宿泊者を受け入れる体制を創ると昨年6月議会で答弁されたが、計画は進んでいるのか。

**答** 食業工房さなごうちに、本村に移住して起業する人に対応することや、臨時に宿泊されるために滞在室を二部屋併設しています。また、空き家を活用したお試し居住施設や民泊施設については、(一財)さなごうちの事業として実施していて、上字幸田で1件、お試し居住

施設としてリフォーム工事を行っています。また、下字影で1件、民泊施設として改造工事を施しています。財団としては、本村に宿泊施設がないことから民泊が可能な最低限の改修を行い、入居者の希望により民泊施設としての営業を支援し、これらの施設を活用して平成30年度から運用を始めることとして、村も財団とともにその活用を広く周知するよう努めています。

## 加藤秀數議員

### 1. 中山間直接支払い制度について

**質** ①現在どのようにになっているか。

②今後この制度を続ける考えはあるか。

**答** ①集落協定参加農家の高齢化などに伴い、第3期対策最終年度である平成26年度と比較すると協定集落数、農家数、交付対象農地など大きく減少していく、今後とも全ての数字においてかなり厳しく減少することが予想されます。本制度は耕作放棄地の防止につながり、そのこ

とが問題になっている有害鳥獣類による被害の軽減、また本村における農業振興にもつながっていく大変有意義な制度であるため、今後ともでき得る限り減少幅を抑えられますよう周知啓発をして行きたいと考えています。

②本制度については、耕作放棄地の増加を防止、有害鳥獣類の被害軽減につながります。ひいては本村の農業振興につながる大変重要な制度と認識しています。今後この事業が国において継続されるよう要望し、制度が継続される限り村として積極的に取り組みを続けたいと考えています。

### 2. 学校給食について

**質** ①給食を無料化はどうですか。

②無料化にするのであれば、いつからですか。

**答** ①②給食費の無償化に向けて進めて行きますが、財源の確保、また住民の合意形成を図るために、各方面の意見を集約して結論を出していくたいと考えています。

## 議会行事出席報告

（ ）場所・（ ）出席者

平成30年3月

3月1日 議員協議会〈議会事務局〉全員協議会〈農振センター〉（全議員）

2日 勝名地区議長会定例会〈千秋閣〉（岡本議長）

　　県町村議長会定例会〈グランヴィリオ〉（岡本議長）

5日 勝名地区議員研修〈千秋閣〉（全議員）

6日 3月定例会開会・議案審議〈役場3F議場・農振センター・役場会議室〉（全議員）

7日 議案審議〈議会事務局〉（全議員）

8日 議案審議〈議会事務局〉（全議員）

9日 佐那河内中学校卒業式〈小中学校多目的ホール〉（全議員）

14日 3月定例会一般質問〈役場3F議場〉（全議員）

15日 佐那河内小学校卒業式〈小中学校体育館〉（全議員）

16日 3月定例会閉会〈役場3F議場〉（全議員）

22日 例月出納検査〈議会事務局〉（井開・加藤監査委員）

27日 農業委員会総会〈農振センター〉（大岩議員）

28日 戦没者追悼式〈小中学校多目的ホール〉（全議員）

　　県議長会役員会〈千秋閣〉（岡本議長）

小松島市外3町村衛生組合定例会〈小松島市〉（仁羽議員）

# 村役場

# 課の配置と仕事

2F

## 企画政策課 ☎679-2973

企画開発・振興計画・過疎計画・山振計画・若者定住促進・広報広聴・統計

参事兼企画政策課長 安藝 肇

主査 上野 浩嗣 主事補 平岡 弘年

主査 森 貴浩 主事補 守屋 心

## 教育長室

教育長

(給食センター所長事務取扱)

福岡 俊和

## 議会事務局 ☎679-2152 IP5005

事務局長心得 下岡 徹

1F

## 農業総合 振興センター

### 建設課

☎679-2970

土木・治山・砂防・基盤整備・国土調査・災害復旧・住宅リフォーム等・農振センター管理・村営住宅

建設課長

橋 孝治

主査 梶本 佳史

主査 仲 弘志

技師補 板東 一敬

係長(再任用) 松山 健児

技術指導官 中西 淑博

## 総務課 ☎679-2113

人事・給与・財政・条例・消防・交通安全・防犯・財産管理・行政相談・救急搬送・法定外公共物・入札・固定資産評価審査委員会・地域情報化

総務課長 太尾 勝利

課長補佐 山岡 忍 技師補 丸橋 俊彦

主査 橋 公司 防災対策官 森本 教一

事務主任 池端 佳奈 救急救命士 朝倉 忠勝

事務主任 栗原 美幸 救急救命士 新宅 由行

副村長  
森脇 昇一

## 産業環境課 ☎679-2115

農業振興・農業委員会・商工振興・観光振興・林業振興・消費者行政・簡易水道・集落排水・環境衛生・自然エネルギー・鳥獣害対策

参事兼産業環境課長 山本 利也

主事補 多田 真人

主査 安富 圭司

主査 日下 洋志

主査 岩野 高大

係長 瀧倉 裕介

事務主任 池上美紗子

塵芥処理収集作業員 小川 宜彦

有害鳥獣捕獲員 西内 守

地域おこし協力隊 木内 良樹

AED設置場所

## 社会福祉協議会

☎679-2304

事務局長

日下 幸子

主事補 宮前 真理

主事補 清水 楓

## 出納室

☎679-2972

出 納

会計管理者 東條 浩文

主査 森河 健

正面玄関

# 一般財団法人 さなごうち ☎636-4030

移住コーディネーター 西川 高士 地域おこし協力隊 高橋 仁美  
地域おこし協力隊 西岡 賢幸 地域おこし協力隊 宮岡 香織

平成30年4月1日現在

お気軽にお越しください。

IP電話番号：代表 5000～5004

## 教育委員会事務局 ☎679-2817 IP5006

主査 谷 慎也 参事兼教育次長 梶 卓義  
主査 角田 寛子 用務員 長江眞里子 外国語教育指導監 段本みのり  
事務主任 森 拓也 学校給食センター 地域おこし協力隊 阿部 真夕  
主事 上岡 織恵 調理員 笠井 充代

スポーツ  
クラブ

1F ⇨  
3F ⇨

## 健康福祉課 ☎679-2971

老人福祉・障がい者福祉・児童福祉・介護保険・乳児医療・母子保健  
民生児童委員・災害援助・保健衛生・健康増進・予防衛生・後期高齢者医療・国民健康保険・生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当

健康福祉課長 松下 祐子

主査 住友 桂子 主事 近藤 祥平  
主査 佐藤 享恵 保健師 西河 浩司  
事務主任 福本 貴司 主事補 山下 智子  
事務主任 西原 克矩

## 保育所

### 保育全般

保育所長 濱本富美子

主任保育士 佐尾山敦子 保育士 上野 友里  
主任保育士 吉田 真希 保育士 山岡 麻姫  
保育士 小畠 真代 保育士 江川 仁美

村長室

☎679-2137

村長 岩城 福治

2F ⇨

## 住民税務課 ☎679-2114

戸籍・住民基本台帳・諸証明・印鑑登録・国民年金・税務全般・税証明・保険料・児童手当・弔慰金・自衛隊募集・通知カード・マイナンバーカード交付・選挙管理委員会

住民税務課長 佐河 敦

課長補佐 青木 和代 主査 尾山 智美  
主査 西村 一義 事務主任 竹内有喜子  
主査 松田 大悟 主事補 森本 直人

↑  
2F ⇨

# 職員人事異動

(平成30年4月1日付)

## 【異動】

(課名)	(職名)	(名前)	( ) 内は旧
総務課	総務課長	太尾勝利	(住民税務課)
	課長補佐	山岡忍	(建設課)
出納室	会計管理者	東條浩文	(教育委員会)
	主査	森河健	(産業環境課)
産業環境課	主査	安富圭司	(総務企画課)
	主査	岩野高大	(住民税務課)
住民税務課	課長	佐河敦	(産業環境課)
	課長補佐	青木和代	(出納室)
健康福祉課	主査	松田大悟	(産業環境課)
	主事	近藤祥平	(産業環境課)
企画政策課	参事兼企画政策課長	安藝肇	(議会事務局)
	主査	上野浩嗣	(産業環境課)
教育委員会	主査	森貴浩	(健康福祉課)
	主事補	平岡弘年	(健康福祉課)
議会事務局	主事補	守屋心	(総務企画課)
	参事兼教育次長	梯卓義	(総務企画課)
	議会事務局長心得	下岡徹	(総務企画課)

## 【新採用】

(課名)	(職名)	(名前)
産業環境課	主事補	多田真人
建設課	技師補	板東一敬
健康福祉課	主事補	山下智子

## 【退職】(平成30年3月31日付)

松山健児(出納室)

## 新人紹介



ただまさと  
多田 真人  
(産業環境課主事補)



ばんどう かずたか  
板東 一敬  
(建設課技師補)



やましたともこ  
山下 智子  
(健康福祉課主事補)

# 村の話題

2/25  
(日)

## 第45回鳴門クロスカントリー大会 小学女子4年2km 第7位 木内 稲さん

当日は、雨が心配されましたが、無事天候にも恵まれ、県内外から総勢300人近くのランナーがウチノ海総合公園やその周辺コースを駆け巡りました。



2/26  
(月)

## 平成29年度自衛隊入校激励会が 行われました



自衛隊家族会佐那河内村支部主催で、村役場において自衛隊入校激励会が行われ、今春、城東高校を卒業され防衛大学校へ進学される藤本航輝さん（中溝）に激励の言葉や記念品が贈られました。藤本さんは、「自分の夢である幹部自衛官になり世界に羽ばたいていけるように頑張っていきます。そして、自分自身をもっと成長させ、いずれは、佐那河内村に何か恩返しができるまでになれるように頑張っていこうと思います。」と述べられ、4月からの新生活に意気込みを見せました。

3/5  
(月)

## 消費者協会小学校卒業生に筆立て寄贈

平成29年度の佐那河内小学校卒業生に、佐那河内村消費者協会の会員から牛乳パックをリサイクルして作った筆立てがプレゼントされました。

毎年送られている筆立ては、牛乳パックをリサイクルして作られていて、「ゴミを資源に心こそ大切なれ」のメッセージが込められています。

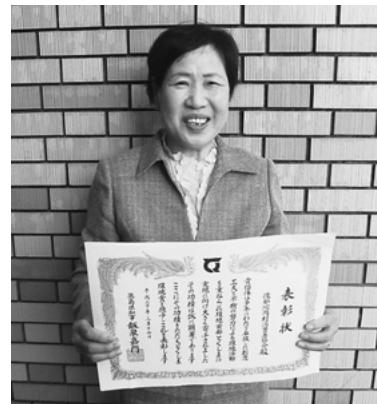
思いを胸に、大切に使ってほしいと思います。



3/14  
(水)

## 平成29年度 「とくしま環境賞」受賞

村消費者協会は村内の清掃、マイバッグの持参推進や、グリーン購入推進、環境家計簿記帳の実践や子どもへの環境意識啓発などの活動を長年行い、地域の模範としての功績が認められました。



3/24  
(土)

## 2018さなごうちキャンドルナイト



19時消灯、1000個のキャンドルで創り出された光のアートに、「ほおー」と感嘆の声が上がりました。チェロなどの弦楽器の優しい音色に包まれ、震災の犠牲者に黙祷を捧げた後、歌の広場が始まりました。小学生の詩の朗読やLOVEさなごうちハーモニーと参加者全員で歌った春の歌メドレーなど、素晴らしい時間をともに過ごしました。



参加者からは「こんな素敵なひととき、もっともっと多くの人と過ごせたら！」との感想が聞かれました。

## 食業工房さなごうち 管理者募集

村では、「食業工房さなごうち」の管理運営を行う管理者を募集します。希望する事業者などは産業環境課まで申請を行ってください。募集要項・仕様書については、村ホームページにも掲載しています。

### 選定方法

管理者選定委員会が、管理者候補団体を1団体選定します。

### 申込受付期間

4月16日（月）～23日（月）

### お問い合わせ・申請先

佐那河内村産業環境課

### 応募資格

佐那河内村に主たる事務所を有し、食業工房さなごうちの管理運営ができる法人およびその他の団体

### 指定期間

平成30年5月1日～平成31年3月31日

### 施設の概要

名 称 食業工房さなごうち

所 在 地 下字西ノハナ26番地1

施設概要 ●延床面積 391m<sup>2</sup> ●構造 鉄骨造2階建

施設内容 ●食品加工室 50m<sup>2</sup> 1室 / 32.5m<sup>2</sup> 3室

●販売室 35m<sup>2</sup> ●滞在室 2室 ●交流室 43m<sup>2</sup>

食業工房さなごうちの管理（鍵開閉、清掃、入居者募集、イベント）

※詳細については、募集要項・仕様書をご覧ください。

# 小中一貫教育がスタート

4月9日（月）に平成30年度第1学期始業式が行われ、小中一貫教育がスタートしました。

佐那河内小学校と佐那河内中学校の両校は、これまでの正式名称や校歌、学年表記などは従来通りとし、独立した各校が一貫した教育を行うことになります。なお、通称は「佐那河内小中学校」となります。

「6・3」制を維持しつつ、両校の教員が相互に乗り入れる授業を充実させることで、9年間を見据えた教育や一人ひとりの児童・生徒への手厚い指導をめざしていきます。

一貫校は特別な時間割が編成できるため、小学校の各学年で授業時数を週1時間ずつ増やし、英語学習に充てることになります。小学3年生から6年生は2020年度から始まる小学校での英語教科化などを先行実施するとともに、「小学1年生から9年間一貫した英語教育」を進めていきます。また、総合的な学習の時間を軸に、教科の枠を超えた「特色と魅力あるふるさと学習」を系統的に展開していきます。

村民の皆さん、これまで以上の学校に対する激励とご支援をお願いいたします。



# The report from a cooperation volunteer of the revitalization of Sanagochi village 地域おこし協力隊

Let's Enjoy English!

阿部 真夕

## 1年を振り返って

この記事を書いているのが3月の下旬で、佐那河内村の桜がほぼ満開です。ちょうど1年前に佐那河内村に来て、満開の桜に迎えられたことを思い出しました。あれから1年が経ったのだなとしみじみ感じています。以前、会社に勤めていたときは毎日忙殺された日々を送り、移ろいゆく景色にも気づかぬまま日々を送っていました。佐那河内村にきてから四季折々の情景を味わいながら生活しています。梅雨の時期に大川原高原の一面に咲き誇るあじさいを見て心を打たれ、夏は村内の川で泳ぎ水の冷たさを感じ、秋は変わりゆく山の色に目を奪われ、冬は一面を真っ白に染める銀世界に心を躍らせました。そして春、住まいの教員住宅をみると、道路へと下る坂沿いに植えられたたくさんの満開の桜がトンネルを作り、舞い落ちる花びらの中を通りて役場へと向かいます。日本にはこんなにすばらしい四季があるのだと、改めて感じました。そして、時間は一刻一刻と過ぎていき、二度と同じ時間は戻ってこないからこそ一瞬一瞬を大切に生きないといけないと感じています。

4月から新年度がスタートします。身を引き締め新たな気持ちで1年を過ごしたいと思います。



## 教職員人事異動

(敬称略) ( )は前任校

### 小学校

教頭	松岡 利光	(県教委)
教諭	和田 久美子	(川内南小)
教諭	森 裕二郎	(川内北小)
教諭	福井 光恵	(藍住西小)

### 中学校

教頭	倉橋 誠	(県教委)
教諭	篠原 貴浩	(城ノ内中)
教諭	瀬部 浩	(藍住中)
栄養教諭	吉峰 聖	(徳島市教委)
講師	江津 芽慧	(新任)

# 住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けます。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修、増築（床面積10m<sup>2</sup>以内）工事などのリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算300万円の範囲内において、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

## 1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する者で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする者は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしないものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない者であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

## 2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

## 3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、平成31年3月31日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外）

補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

## 4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

## 5. 申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書など必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。

この補助金に関して詳しいことは、建設課住宅担当までお問い合わせください。

# 木造住宅耐震化促進事業のご案内



近い将来起ると予想される南海トラフの巨大地震に備え、木造住宅の耐震化を進めるために耐震診断、改修工事などに助成します。また、耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された住宅について簡易な補強計画に要する経費を新たに新設いたしました。

耐震改修などを検討・実施していただき、耐震性の向上を図ることにつなげていくことが、この事業の目的です。

## 木造住宅耐震診断支援事業

### ●補助要件診断対象となる建物（佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅）

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です）
- 2) 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
- 3) 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの

### ●受付戸数 5戸（先着順）

### ●自己負担金 建物1戸あたり 3,000円

※徳島県に登録している耐震診断員（建築士）が訪問し、2時間程度、内部や周辺の調査を行います。

## 新規 木造住宅耐震補強計画事業

### ●対象となる住宅 佐那河内村が実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅

### ●事業内容 耐震性を向上させる補強方法及び概算工事費などの提案を行う、簡易な補強計画

### ●受付戸数 5戸（先着順）

### ●自己負担金 建物1戸あたり 無料

今年度耐震診断支援事業申込み時点で、補強計画事業も行えるようになりました。

昨年度までに耐震診断支援事業を受けられた人も無料で補強計画を行えます。

耐震診断結果をうけ改修工事等を行いたい場合

## 木造住宅耐震改修支援事業

### ●補助要件

(次の要件をすべてみたす木造住宅)

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

### ●受付戸数 1戸（先着順）

●補助額 補助対象経費の4／5以下  
で上限130万円  
(千円未満切り捨て)

### 施工例



家全体を  
改修したい

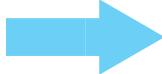
### ●補助対象工事

- 1) 家具の固定（必須）  
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 改修後の評点を1.0以上とする耐震改修工事
- 3) 「感震ブレーカ（分電盤タイプに限る）」を設置しなければならない

筋交いや金物、  
火打ちで強化

## 住まいの安全・安心なリフォーム支援事業

耐震化と  
合わせて  
リフォーム  
も行いたい



### ●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

### ●補助対象工事

- 1) 家具の固定（必須）  
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 耐震改修工事（I～IIのうちひとつを選択）  
I. 改修前と比較して改修後の評点を向上させる耐震改修工事（ただし、持家は0.7以上、賃貸は1.0以上にするものに限る）

II. 耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置工事

- 3) リフォーム工事（任意）

### ●受付戸数

1戸

### ●補助額

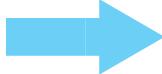
補助対象経費の4／5以下  
で上限60万円  
(千円未満切り捨て)

### 施工例



簡単な耐震化工事に  
合わせて、水廻りの  
リフォーム

地震は怖い  
けどおおが  
かりな耐震  
化はすぐに  
できない



## 耐震シェルター設置支援事業

### ●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

### ●補助対象工事

- 1) 家具の固定（必須）  
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 耐震シェルターの設置
- 3) 工事中の写真の提供などモニターとしての協力

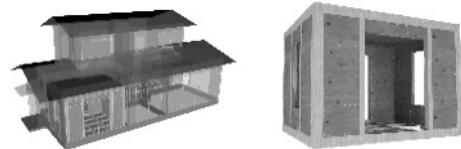
### ●受付戸数

1戸

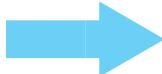
### ●補助額

補助対象経費の4／5以下  
で上限80万円  
(千円未満切り捨て)

### 施工例



思い切って  
建替えたい



## 住宅の住替え支援事業

### ●補助要件

- 1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が0.7未満と診断されたもの
- 3) 現在居住している住宅

### ●補助対象工事

- 1) 住宅の建替えまたは他所（村内）へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

### ●受付戸数

1戸

### ●補助額

補助対象経費の2／5以下で  
上限30万円

※耐震改修工事などは、県の登録施工者が施工するものに限ります。

木造住宅耐震化促進事業の  
お申し込みは、申請書、  
添付書類を添えて

4月16日～12月28日まで  
(申込先着順)

● 申込書、申込先 建設課 住宅担当 ●

# 平成30年度 がん検診および特定健診のお知らせ

平成30年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

## ●がん検診日程及び場所（集団健診）

検 診 日 程	検 診 場 所	受 付 時 間
平成30年6月16日（土） 【申込み期限：5月25日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成30年7月7日（土） 【申込み期限：6月15日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成30年8月4日（土） 【申込み期限：7月13日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成30年9月1日（土） 【申込み期限：8月10日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成30年10月6日（土） 【申込み期限：9月14日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成30年10月25日（木） 【申込み期限：10月4日（木）】  ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター  特定健診・大腸がん・前立腺がん 肝炎検査・頸部・腹部エコー検査 のみ実施	8：30～11：00
平成30年11月3日（土） 【申込み期限：10月12日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成30年12月7日（金） 【申込み期限：11月16日（金）】  ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター  頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8：30～11：00 婦人科及び骨密度検査は 13：00～13：30 〔※ただし、乳がん検診は、午前中も受付します。〕

※ 6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目 【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金5,400円】 を追加できます。（6月から10月は先着15人限定です。11月は先着25人限定です。）ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目 【頸部・腹部エコー検査：負担金8,640円】 ができます。ご希望の人は、早めにお申し込みください。

## ●がん検診内容及び負担金（集団健診）

検 診 内 容	対 象 者	負担金
胃 が ん 検 診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※平成30年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺 が ん 検 診	40歳以上の村民（65歳以上の人には結核検診を含みます）	100円
喀 痰 検 查	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大 腸 が ん 検 診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	① 平成30年度において満40歳となる村民 (S53年4月1日～S54年3月31日生まれの人) ② 平成14年度から平成29年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨 密 度 検 查	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子 宮 が ん 検 診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成29年度に受診された人は、平成31年度に検診を受けてくださるようお願いします。）	400円
(婦人科検診) 乳 が ん 検 診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成29年度に受診された人は、平成31年度に検診を受けてくださるようお願いします。） ※12月7日（金）は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月7日（金）の村内で行う検診では、歯科健診及び口腔がん検診も行います。歯科健診及び口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時に申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

## 【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、平成30年6月1日から平成31年2月28日まで隨時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に村役場健康福祉課へお申し込みお問い合わせください。

検 診 内 容	対 象 者	負担金
胃 内 視 鏡 検 診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。胃内視鏡検診を受診される場合は、平成30年度の胃がん検診（バリウム検査）は受診できません。ご了承ください。	4,100円

# タクシーチケット 高齢者などバス無料乗車証

# 利用のお知らせ

高齢者や障がい者の人を対象に、タクシーチケットやバス無料乗車証を交付する事業を実施しています。ご希望の人は、是非ご利用ください。



## 対象者

村内に居住し、かつ次のいずれかに該当する人とします。

### (1) 満65歳以上の人かつ自ら自動車の運転ができない人

※自動車の運転をしている人でも、運転することに不安があり、タクシーやバスの利用をしたい人は、健康福祉課までご相談ください。

### (2) 要支援1以上の認定を受けている人

### (3) 身体障害者手帳の交付を受け、第1級、第2級の障害認定を受けている人

### (4) 療育手帳A1、A2の交付を受けている人

### (5) 精神障害者保健福祉手帳の1級、2級の交付を受けている人

### (6) 難病に指定されている人

### (7) その他村長が必要と認める人

上記の要件を満たしていても、対象外となる人

- ・前々年度の村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、村水道料金、村集落排水料金、村営住宅家賃に滞納がある人

- ・他の移動支援事業などの助成を受けている人（タクシーチケット申請者のみ）

## バス無料乗車券の使い方

徳島バスが運行する佐那河内路線が対象です。  
ただし、乗車および降車場所が村内でないと対象になりません。

- ① 乗車時に整理券を取る
- ② 降車時に「無料乗車証」を提示する
- ③ 「無料乗車券」と整理券を料金箱にいれる

## 申請方法

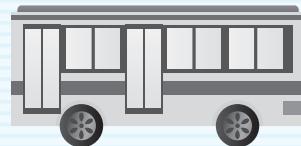
### ● タクシーチケットを利用したい人

チケット購入代金1,000円と印鑑をご持参ください。

### ● バス無料乗車証を利用したい人

乗車証に使う顔写真（縦3cm、横2.5cm）と印鑑をご持参ください。

申請書は健康福祉課に設置しています。来庁が難しい人は、健康福祉課までお電話ください。



※タクシーチケットは、「(有)佐那河内観光タクシー」でのみ利用できます。タクシーの利用額によって、個人負担額を決定します。

チケット（1冊20枚つづり）は年間3冊まで購入できます。年度内に使い切れなかった場合は、次年度に繰り越して利用できます。

## 現在タクシーチケットをご利用のみなさまへ

29年度中に発行したお手持ちのチケットを使いきったら、使用済チケットと印鑑と1,000円をご持参ください。新しいチケットを発行します。

## ● お問い合わせ 健康福祉課 ●

# 平成30年度高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について

平成30年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を次の高齢者を対象に、公費（一部負担あり）で実施します。

## 1 対象者

- 平成30年度に次の年齢となる者（65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳）
- 接種日において、60歳～65歳未満の者で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能に障がいを有する者
- 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない者

※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は、定期接種対象外となるため、この接種費用の助成を受けることができません。

2 期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 接種回数 1回

4 実施方法 村が指定する医療機関において個別接種（医療機関名簿は郵送します）

5 料金 一人一回4,000円（接種した医療機関窓口でお支払いください）

6 申込み方法 対象となる人へ必要書類を郵送しています。村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。

7 お問い合わせ先 健康福祉課 保健衛生係

## 【後期高齢者医療制度】保険料のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっていて、平成30年度および平成31年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。また、制度の見直しや政令改正により、保険料の上限額や被保険者均等割額・所得割額の軽減を改定しています。

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

### 被保険者均等割額

52,913円（被保険者全員が等しく負担）

### 所得割率

10.34%（被保険者が所得に応じて負担）

●保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。

**保険料=被保険者均等割額 52,913円+{(総所得金額等-33万円)×所得割率 10.34%}**

平成30年度から保険料の年額の上限は57万円から62万円になります。

●保険料の軽減……所得の低い人および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった人は、平成30年度は次のとおり保険料が軽減されます。

### 被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

【軽減対象の拡充】下表「世帯の所得額の合計」欄中  
軽減割合5割について 27万円→27万5千円  
軽減割合2割について 49万円→50万円

### 被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者となっていた人が対象となります。

ただし、所得の低い人に対する均等割額の軽減にも該当する人については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

【均等割額の軽減割合】 7割軽減→5割軽減

均等割額	所得割額
5割軽減	負担なし

### 所得割額の軽減廃止

被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されていましたが、制度の見直しにより平成30年度から廃止されます。

【所得割額の軽減割合】 2割軽減→軽減なし

### 世帯の所得額の合計

### 均等割額の軽減割合

33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	9割
33万円以下	8.5割
33万円+(27万5千円×被保険者数)以下	5割
33万円+(50万円×被保険者数)以下	2割

【お問い合わせ先】 住民税務課

## ハラスメントを許さない職場づくり

## 人権啓発研修会開催

昨年12月20日、「ハラスメント」をテーマに弁護士の坂田知範さんをお招きし、人権啓発研修会を開催しました。

「ハラスメント」は、職務上の地位や人間関係を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為であり、**相手の人格や尊厳を侵害する人権問題**の一つです。報道などでも大きくとりざたされていて、最近では大手広告代理店の女性社員がパワハラ、長時間労働により過労自殺した事件や自治体職員が部下の女性職員にセクハラ行為をしたとして懲戒処分されたり、同僚の女性職員に対して暴言を浴びせ、極度の恐怖を与えて精神的に追い詰めるパワハラ行為を行ったとして減給処分にされたりという事案が発生しています。

坂田さんは、ハラスメントについて実際に職場などで起こった事例やその判例を交えながら詳しく解説していただきました。また、ハラスメントについて周囲ができることは、「まず、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどを許さないことを決める！」そして、「相談窓口を決めること。ハラスメント行為者を処分することを目的にするのではなく、どうしたらよりよい職場になるかを考えることが大事である」ということ、「職場は、職員からすると、生活の糧を得る場、自己実現の場、社会貢献をする場であり、気持ちよく仕事ができることにより、一層職場の力を発揮させることができることが可能」であることを学びました。



## ～日本国憲法 第11条（基本的人権の享有）～

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

## さなごうちスポーツクラブ案内

5月

〈農振センター〉  
2階和室

健康体操教室  
20:00~21:00

〈村民体育館〉

卓球  
19:30~21:00  
※バドミントン  
20:00~22:00

\*印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

●お問い合わせ●

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）  
☎679-2817 IP 5006

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			卓 球			
6	7	8	9	10	11	12
		健康体操教室			バドミントン	
13	14	15	16	17	18	19
			卓 球		バドミントン	
20	21	22	23	24	25	26
		健康体操教室			バドミントン	
27	28	29	30	31		

## 教育リーグで1位！

少年野球大会教育リーグが11月～1月にかけて11チームのリーグ戦が行われ、上八万佐那河内連合チームで出場し、9勝0敗1分の好成績でみごと1位になりました。

## 春季大会で3位！

2月17日から第52回徳島県少年野球連合会徳島支部の春季大会で上八万佐那河内連合チームで出場し、1回戦内町9対1、2回戦助任福島8対1、3回戦方上6対1で勝ち残り、準決勝で惜しくも南井上に負けました。

つづく3位決定戦では八万に6対1で勝ちました。

村からは、山田清翔くん、仲野颯平くん、松下竜大くん、仲野結さんが出場しました。



### ・佐那河内少年野球部一部員大募集・

毎週月曜日 17:00～ 中央運動公園グラウンドにて楽しく練習をしています。

小学生のみなさん、見学に来てくださいね。一緒に野球をしましょう!!

## 佐那河内 陸上部 平成29年度活動

平成29年度陸上部は、仲間と一緒にたくさんの記録を残すことが出来ました。

苦しいときもありましたが、みんなで一緒に頑張って良い思い出もたくさん出来ました。



- 1／8 まんのう公園リレーマラソン  
42.195kmを10人で完走 小学生部門 第7位
- 1／14 美馬駅伝 Aチーム 第4位
- 1／21 勝浦駅伝 (オープン参加)



### ・佐那河内陸上部一部員大募集・

新しい陸上部員募集しています。一緒に頑張りませんか。夏の合宿やミニ運動会なども行っています。

対象：小学生

練習日：毎週木曜日 17:00～18:30

場所：中央運動公園



駐在所だより  
平成30年度

## 自転車交通安全運動月間

平成30年4月1日から  
5月31日までの2か月間

運動の基本 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上

### 徳島県版 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - ★飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ★夜間はライトの点灯
  - ★交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 自転車乗車時はヘルメット着用



ゆとりもち しわしわいかんで 阿波の道 (徳島県交通安全メインタイトル)

## 平成30年度徳島県母子家庭等就業・自立支援センター就業支援講習会のお知らせ

受講対象者	母子家庭の母及び父子家庭の父（配偶者の暴力により、親と子で避難しているなど、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない人を含みます）並びに寡婦。なお、講習会が定員に満たない場合は、母子家庭及び父子家庭の子も受講できる場合がありますので、お問い合わせください。
科目／日程	平成30年度就業支援講習科目と開催日については、 <a href="http://www.tbjcenter.jp/kouza.html">http://www.tbjcenter.jp/kouza.html</a> をご覧ください。
場所	徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター他
受講料	無料（テキストなどに要する費用は、受講者負担となります。）
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入し、印鑑持参の上、本人がお申し込みください。 ※介護職員初任者研修申込者は、運転免許証など、本人確認ができるものが必要です。
お問い合わせ・お申し込み先	公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会 〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地 県立総合福祉センター2F 電話654-7418・7414 FAX：654-7414

## 佐那河内村 臨時保育士募集

募集人数 1人

勤務場所 佐那河内保育所

勤務時間 8時30分～17時15分（原則）

雇用期間 平成30年5月1日から平成30年10月31日（原則）※期間の更新あり

賃金 日額8,100円

提出書類 履歴書（自筆に限る。市販の用紙可、写真貼付のこと）、免許証の写し

応募期間 随時受け付けます

応募・お問い合わせ 〒771-4195 名東郡佐那河内村下字中辺71-1

佐那河内村役場 総務課 宛



### 健康づくりの会

## ヘルスマイト募集



健康づくりの会（佐那河内村食生活改善推進協議会）では、『私たちの健康は私たちの手で』をモットーに楽しく活動しています。

- 年に8回料理実習（栄養士による指導）と学習
- 一人暮らしの高齢者の昼食会
- 保育所・小学校・中学校への食育活動など

事務局・健康福祉課

健康づくりの会に入って一緒に料理しませんか？

詳しくは、健康福祉課健康づくりの会事務局まで。

お気軽にお問い合わせください。



## 地域おこし協力隊制度について

村では、阿部真夕さん、木内良樹さん、高橋仁美さん、西岡賢幸さん、宮岡香織さんの5人を「地域おこし協力隊」として任命しています。

### 地域おこし協力隊とは？

総務省の取り組みの1つである「地域おこし協力隊」は、人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度です。具体的には、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を移動し、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民生活の維持のための支援などの「地域協力活動」を行なながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

一連の活動を通じて、地域力の維持・強化を図っていくことを目的としています。

### 主な地域協力活動（例）

**農林水産業・産業**—農林水産業への従事、地場産品の販売、地産地消の推進など

**環境**—水源地や森林の保全活動など

**医療・福祉**—見守りサービス、病院・買い物などの移動サポートなど

**観光**—地域の魅力PR、観光ルート企画立案、来訪客サポートなど

**教育**—学校行事の支援、子どもとの交流活動など

**地域づくり**—地域行事、伝統芸能の応援、都市との交流事業の応援など

### 地域おこし協力隊導入で期待できる効果

#### 地域おこし協力隊導入で期待できる効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

##### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

##### 地域

- 清新な視点（ヨノモノ・ワカモノ）
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

##### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

(総務省HPより)

### 任期とその後について

地域おこし協力隊の任期は、1年から最長3年となっています。その間に村で定住・定着できるよう、「生業」を見つけ出すことも大切な任務のひとつとなっています。

## こんなちは 木内 良樹 です

この広報が村民の皆さんに届く頃には、桜の季節も過ぎていますが、皆さんお花見は行きましたでしょうか？

私は、毎年田宮の陸上競技場で、陸上練習の終わりにお花見するのが楽しみだったのですが…今年は、競技場改修の為、鳴門の競技場でゆっくり見てきました。

### 3月の作業記録

2月20日に、今年度最後の佐那河内村果樹アグリスクールに参加しました。今回は、すだちとみかんの剪定を実習で勉強しました。

今年は、勉強したことを生かして、去年より上手に剪定出来るようにしたいと思います。

すだちの作業ですが、施肥、剪定、防除の時期がきたので、天気を気にしながら作業を行いました。農業は天気との戦いだと思いました。

家庭菜園の方は、植えていたほうれん草とべんり菜が収穫時期だったので、早速収穫して食べてみました。初めて作ったにしては、美味しかったです。

そろそろジャガイモの植え付け準備もして、昨年より良いものを作りたいと思います。

すだちの作業が忙しくなる時期が来ました。体調に、気をつけながら作業しようと思います。それでは、今月はこの辺で失礼します。



「一般財団法人さなごうち」で活動中

## 地域おこし協力隊の活動報告

### 西岡 賢幸

やわらかな春風に心華やぐ季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

先月はふるさと納税業務も佳境を迎えた嬉しい1か月でしたが、多くの人と関わり色々なことを教わり知ることができました。

今月から新年度がスタートし、新たな目標を持ってチャレンジしていきたいと思います。



### 高橋 仁美

4月7日（土）、新家前でお花見とお茶会を行いました。ご参加いただいた皆さん、ご協力いただいた皆さん、ありがとうございました！個人的には、大正琴の演奏をいただいた老人会芸能部の皆さん、晴れやかな笑顔がとても印象に残るイベントになりました。皆さんが出演を快く引き受けてくださったおかげで、より春らしいイベントになり、とても有難く思います。

家庭菜園では、そろそろ春夏野菜の植付けをしようと考えていて、テレビで話題の菊芋も植える予定です。夏には綺麗な黄色の花が咲くそうなので、花も実も成長が楽しみです。



### 宮岡 香織

佐那河内村に移住して、早いもので1年が経とうとしています。関西とは違う気候や生活にも慣れ、協力隊の活動としては、4月から惣菜・弁当の販売も始まりました！佐那河内村の産物を上手く調理して、沢山PR出来れば良いなあと思っております^\_^



せなごうち俳句 GOING SANAGOCHI

#### 春風がほほぞくすぐる帰り道 立春風

【季語】春風（春・天分）

春風駘蕩たいとうというよ

うに、暖かくのどかに吹く風である。

この句はある小学四年生の句です。  
やわらかい春風に優しく包まれている様が見  
事に表現できていると思います。  
「帰り道」という言葉の持つ響きから、大人  
が車でというよりは、子ども（もしくは子ども  
たち）が歩いて（もしくは自転車で）帰ってい  
るような様が浮かびます。

「ほほぞくすぐる」という表現も可愛らしく、「春風」の優しいイメージに合致します。

私は、やわらかい春風に包まれながら、子どもたちが学校から歩いて帰っている様が浮かびました。「ほほぞくすぐる」という可愛らしい表現から、女の子たちの笑い声まで聞こえてくるように感じました。  
ちなみに「立春風」という俳号の由来となつた句です。正式な句会では、複数の作者が一つの俳号を使用することはないと想いますが、ご本人の許可をもらつた上でのご紹介ということで何卒ご了承ください。

# 新家情報

4/7  
土

## “いっきゃく”で愛でお花見とお茶会を、 新家前にて開催しました。

新家前にある「しだれ桜」を多くの皆さんにお楽しみいただけるように、(一財)さなごうち主催で開催しました。

当日は、老若男女、村内外問わず、多くの皆さんにお越しいただき、盛況のうちに終えることができました。

ご協力いただいた皆さんにお礼申し上げます。ありがとうございました。



お抹茶セット



### お花見とお茶会コーナー

新家にある「いっきゃく」を縁台として開放し、参加者にご利用いただきました。お弁当やお菓子に舌鼓、飲み物を片手に、休日を満喫、心も満開となりお楽しみいただけたと思います。

そのほか、ボランティアの皆さんに点てていたお抹茶と茶菓子のセットや、お花見弁当も好評でした。

お花見弁当



### 大正琴の演奏

老人会芸能部の皆さんに、さくらさくら、ふるさとなど、なつかしい童謡を中心に6曲を披露いただきました。哀愁漂う音色が会場に響き渡りました。



## ◆新家「カフェスペース」情報◆

4月10日(火)より、毎週火・木曜日(11:30~18:00 ※売り切れ次第終了)に  
お総菜・お弁当、軽食の販売を開始しています。

食材は出来るだけ村のもの使用し、村内外の皆さんに満足してもらえる料理をご提供出来ればと考えています。常会ランチやランチ会でご利用いただいた村民の皆さまのご意見・ご要望を参考に、自分の出来る範囲で頑張って行きたいと思っています。店内でもご利用いただけますので、お誘い合わせの上、お越しください。

地域おこし協力隊 宮岡香織

詳細は、(一財) さなごうち (電話636-4030) までお問い合わせください。

3月6日(火)

## 6年生を送る会



今年は5人が卒業しました。卒業生は学童で一番楽しかった思い出などを話してくれました。下級生からはお別れの歌として「キセキ」を歌いました。

ジャンケン大会、宝探しなどをしてみんなで楽しく最後の時間を過ごしました。



10月18日 小学2年生との交流の様子

## ホップ!ステップ!!福祉!!

ふれあい昼食会では、村内の保育所児童や小・中学生らとひとり暮らしの高齢者が相互に親睦を深めることを行事の1つとして年数回取り組んでいます。

平成29年度は、10月18日(木)に小学校2年生、1月17日(木)に中学校1年生、2月14日(木)には保育所児童と交流しました。

参加した高齢者は、「若い子からは元気がもらえていいわ。」と交流出来ることを大変喜ばれていました。

## 学童保育指導員登録制度のお知らせ

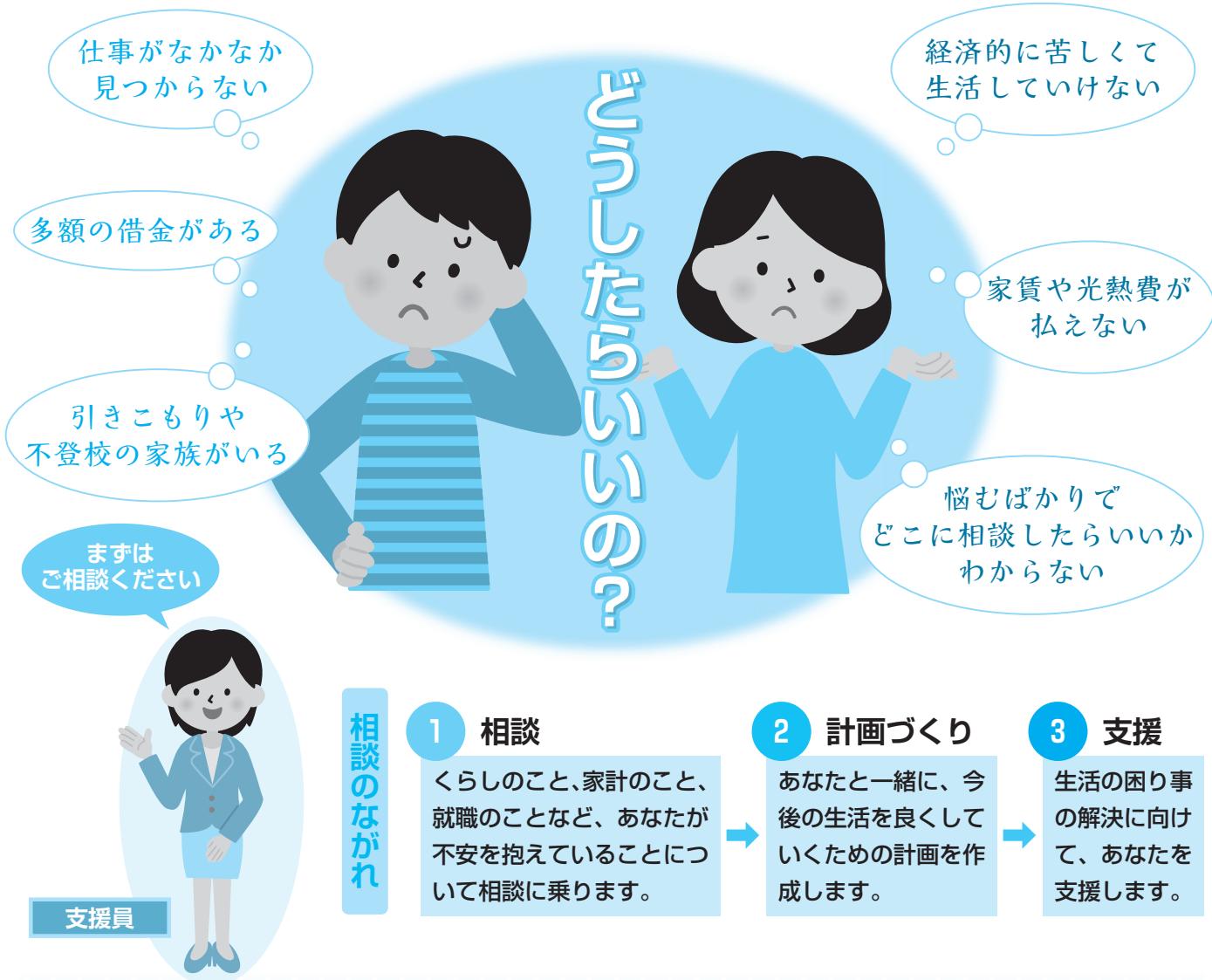


- ◎受付期間 隨時
- ◎登録の有効期間 雇用日から平成31年3月31日まで（更新あり）
- ◎賃金 時給800円～
- ◎勤務時間 学校開校日 14:30～18:00  
振替休校日 8:00～18:00  
土曜日、長期休校期間 8:00～18:00
- ◎申し込み方法 所定の用紙に必要事項を記入し、社会福祉協議会事務所に提出してください。  
(用紙は社会福祉協議会事務所にあります。)
- ◆詳しくは、社会福祉協議会までお問い合わせください。

# お近くの くらしサポートセンターへ ご相談ください

相談  
無料

さまざまな理由で生活の困り事を抱えている人が  
お住まいの地域で相談できるよう  
各町村の社会福祉協議会に  
「くらしサポートセンター」を開設しました。



## くらしサポートセンター佐那河内

〒771-4101 名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村社会福祉協議会内

電話679-2304 IP5007 FAX679-2380

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始をのぞく)

# 佐那河内村地域包括支援センターだより

4月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

4月17日(火)	健康料理教室	農振センター	10:00~13:00
4月23日(月)	いきいき体操教室	農振センター	13:30~15:30
4月25日(水)	コーラス教室	ハイジ研修室	13:30~15:00



いきいき体操教室は、理学療法士のうぐいす先生の指導のもと、体力測定・ストレッチ体操・筋力アップ体操を行っています。体を使った脳トレゲームも好評です。今年度も農振センターで毎月開催します。笑いを交えながら一緒に交流を楽しみましょう。お気軽にご参加ください。

4月25日(水) おしゃべりサロン 農振センター 9:30~

(どなたでも参加できます。都合の良い時間にお越しください。)

10時頃から「いきいき百歳体操」を行います。体操のみの参加でも構いませんのでお気軽にご参加ください。

\*日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

## 佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

担当：大西・佐々木・村山



## 語り合い朗読会 『伝えたい村の話』

佐那河内村史「ふるさと佐那河内」を読ませていただいている。

「祠・野神さん・お地神さん・岐神様」さて読めますか。「ほこら・のごうさん・おじがみさん・ふなどのかみ（俗称は、おふなたはん）」村には、そんな神様が、たくさん祀られているようです。

野神さんは農業や家畜を守護する神様。お地神さんは農業や土を守護する神様。おふなたはんは災い

を取り除いてくださる神様。その形は祠だったり、石碑だったり、石積みだったりで、きっと由来も分からないまま通っていることもあるでしょう。私たちは読ませていただくと、村を守護してくださっている神様を思い出したり、改めて知ったりして、神様に喜ばれてるかな、なんて思うのです。

来月は道祖神（どうそじん）を読ませていただこうと思います。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

●期 日 4月27日(金) 19時30分~20時30分

●場 所 農振センター 2階小和室

※連絡先 鈴木 (090-2156-7935)



個人情報に関する内容のため削除しています。

日	曜	行 事 名	とき・ところ	備 考
4/ 17	火	健康料理教室	時 10:00~13:00 所 農振センター 1F 会議室	対 健康づくりに関心のある人 持 材料代200円、エプロン、筆記用具など
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~翌日の11:00まで 所 追上駐車場	
		平成30年度常会長会	時 19:30~21:00 所 役場 3F ホール	
		全国学力学習状況調査 ステップアップテスト		小学6年生、中学3年生 小学4・5年生、中学1・2年生
21	土	保育参観 保護者会総会		
22	日	小・中PTA総会・参観日		
23	月	いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 農振センター 1F 会議室	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
24	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~翌日の11:00まで 所 追上駐車場	
26	木	乳幼児相談 1歳6か月児・3歳児健診	時 受付 10:00~10:30 12:50~13:10 所 農振センター 2F 大和室	持 子どもノート・母子保健手帳 問診票・アンケート・尿検査
5/ 1	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~翌日の11:00まで 所 追上駐車場	
8	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~翌日の11:00まで 所 追上駐車場	
14	月	心配ごと相談・行政相談・人権擁護相談・特別(法律)相談	時 9:00~12:00 所 農振センター 1F 会議室	

## 救急救命士の増員

4月2日から、総務課に朝倉救急救命士の他にもう1人、新宅救急救命士が増員され2人になりました。新宅さんは神山消防署のOBで、ベテラン救急救命士です。

救急救命士が2人体制になることで原則、土日曜日を含む毎日午前8時30分から午後5時15分まですだち観光の患者搬送車と連携して救急搬送業務に当たります。(元日と、土日曜と重ならない祝日は除く)

救急救命士の業務範囲は、救急搬送業務はもちろんのこと、夜間の救命講習会や救急訓練なども対応しています。

- 救急要請 679-3999 すだち観光
- 訓練申込 679-2113 総務課 朝倉・新宅までご連絡ください。

## 27歳の春

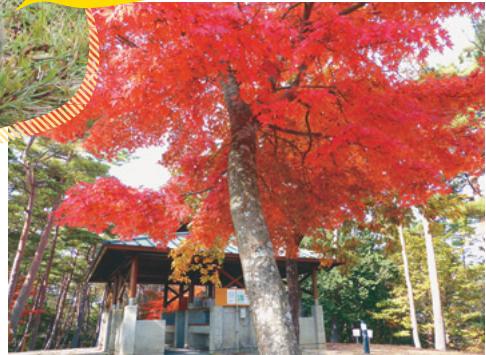
『里地は今 満開の桜  
でも いきものふれあいの里（ネイチャーセンター周辺）の陽春は まだもう少し先…  
ここ大川原高原が ヤマザクラと芽吹きの若葉色に染まるのは 4月中旬からか…』



春色に染まるセンター周辺



◀草原の風▶



静かなオフのキャンプ場

今年「佐那河内いきものふれあいの里」は27歳の春を迎える！

平成4年に誕生、平成24年に佐那河内村の手を離れ、NPO法人大川原に管理運営がゆだねられた。紆余曲折ありながら今に至る。だが、そんなことはよそに、自然是毎年鮮やかに再生する、いや、生まれ変わっているというべきか。そんな自然のように、私たちもまた、年ごとに新生し「佐那河内いきものふれあいの里」と一緒に、生き生きと歩みたいものです。そして、これから多くの人たちを自然へと誘いながら…。

(NPO法人大川原代表 豆板敏男)



## ごま揚げだんご

### 《作り方》

- ①Aの材料に水を少しずつ入れながら、よく混ぜておく
- ②練りあんを人数分に分ける
- ③①を丸くのばし、あんを入れて丸く包み、白ごまをまぶす
- ④油を160℃くらいにし③を入れる
- ⑤10分程揚げ、浮いてくるとできあがり

### ★ポイント★

- ①油の量はだんごがしっかり漬かる程度にし、浮いてくるのが分かるようにする
- ②油の温度は上がりすぎないように注意



### 《材料(4人分)》

練りあん	40g	白玉粉	50g
いりごま(白)	10g	砂糖	小1
揚油	適量	水	40cc

しあわせごはん♪

ヘルスマイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり  
栄養成分

エネルギー 126kcal  
炭水化物 13.9g

蛋白質 2.3g  
塩 分 0.0g

脂 質 6.5g

No.109